

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（柏崎刈羽6，7号機、島根2号機）

2. 日時：令和元年12月6日 10時00分～10時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

川崎安全管理調査官、宇田川主任安全審査官、秋本安全審査官、

照井安全審査官、寺垣技術研究調査官

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

市川技術研究調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

規制庁配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第806回）中国電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

事業者配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第806回）柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉に関する指摘内容
- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第806回）島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい。
0:00:07	昨日の審査会合における指摘内容の確認をしたいと思います。
0:00:12	お手元に規制庁から策。
0:00:18	規制庁で作成した。
0:00:19	指摘内容のリスト等を中国電力、東京電力からそれぞれ作成したリストがあると思いますので、まずはその見比べていただいて、学則と何か確認をいただければと思います。
0:03:02	規制庁のテレイです。内容はご確認いただけたでしょう。
0:03:09	そうですかね。それでは規制庁から何か補足通るとお願いします。
0:03:18	規制庁アキモトです。規制庁側の①番のところで、その妥当性も含めてというところが事業者側に分かれていなかったもので、一応認識工認に記載されていると思うんですけど、その妥当性も含めて説明をしてくださってという趣旨で、
0:03:38	の発言しておりますのでご認識ください。
0:03:43	以上です。
0:03:50	9 電力了解しました。
0:03:52	中部電力ミナミですよ、拝聴します。
0:03:58	規制庁アキモトです。あと、規制庁側の7番の補正の話に関しては、検討することというコメントをさせていただいたので、これはあの会合で明示的に回答いただく必要はないと考えております。
0:04:15	認識であってますか。
0:04:18	中国電力ミナミです。はい。その認識でございます。
0:04:33	規制庁のテレイですとかあります。
0:04:39	事業者側から何か確認したということはありません。
0:04:49	どういった東京電力のイマイです1点確認させてください。
0:04:55	6番ですけれども、その差異というところからですけれども、柏崎の場合は外気取入口で濃度が防護判断基準値を超えている点を持って考慮することと書いてありますけれども、これ一応のですね稼働けるんの評価でして、
0:05:14	重大事項が発生してる時に稼働が入ってこないという前提で我々考えていたものですから、
0:05:23	加藤県が例えば漏えいをしたときには、特にアクセスルートを利用するようなシチュエーションではないというふうには考えていて機能喪失後すいません。御説明できなかったんですけども、
0:05:39	そう、そういう整理ではなくということでしょうか。
0:05:48	規制庁川崎です。

0:05:49	当然だから事故発生後に入ってくるっていいことはないと思うんですけど、その運搬地中に事故が起きて、
0:06:00	で、そのままの動けなくなってトラック放置せざるを得ないような状況とか、
0:06:05	その間に
0:06:07	ひっくりかえってしまうとかですね、それで発生するってような状況っていいのは想定し得ないということですか。
0:06:15	運搬中に事故イマイおっしゃった事故っていいのは、SAの事故ということですか。
0:06:22	だから、それにその重畳っていいのがコミットできるのかできないのかっていいのはちゃんと説明をしないと、今の御説明ではちょっとまだ足りてないような形しますが、わかりました。当然その音波中に衛星が起きてそういうシチュエーションになるかどうかということも含めて検討して参りたいと思います。
0:06:49	9条のテルイス他何行かありますか。
0:06:56	中国電力ミナミです。
0:06:59	私からはございません。
0:07:05	はい。特にございません。
0:07:10	規制庁のテルイです。それで後コメントとしてはいつもの通りですけど規制庁側の資料のコメントで杵築めちゃくちゃ残させていただきますので、また
0:07:25	このコメントについて、
0:07:29	それでは特にならなければならぬであろう。